

福井藩成箇帳にみる米納・銀納・その他について

中村 賢

はじめに

昨今、高等学校では新カリキュラムへの移行が進み、私の勤務校においても令和六年度より新科目である日本史探究が導入される。導入準備として各教科書会社の日本史探究の教科書を見比べる中で、自分自身の興味本位となってしまうが、私が最も注目したのは、年貢関連の記述である。各教科書で難易度の差はあるが、本途物成、小物成、高掛物といった年貢の種類や、負担者としての本百姓、年貢上納を含む村政を取り仕切る村方三役など、農民や農村についての一般的な知識は盛り込まれている。一方で、年貢を何で納めるかについては、どの教科書でもあまり詳細には触れられていない。一番詳しいと思われる教科書で以下のように記述されている。

「百姓は領主からさまざまな負担を課された。その中心は田畑や屋敷地にかかる本年貢（本途物成）で、米納が原則であったが、一

部貨幣納とされることが多かった。（中略）そのほか高掛物といわれる付加税、山野河海の利用や副業に対してかかる小物成、労役を提供する夫役などがあった。」^①

米納・貨幣納の実態については、地域差もあることなので、高校の教科書でこれ以上詳しく記述することは難しいかもしれない。幕領のケースだが、田方は米納、畑方は金納を原則としながら、実際には田方も大部分が金納であった事例も報告されている。^② 福井藩については、年貢関連の基礎資料である鈴木準道の『福井藩役々勤務雑誌』内の「御收納之次第書」に、米納・銀納について次のように記述されている。^③

「但、米ハ明里・三国・松岡・廣瀬等之御蔵江最寄次第二相納、御蔵所役人之受取書を庄屋方へ相納申候、又遠方ニ而、現米持運ニ致難儀候村方ハ、手寄之処ニ而米を売り、又ハ山家杯ハ薪の類、浦方ハ猟之肴、或ハ畑物、又ハ手励之品等を買払、米之代リニ右銀子

を庄屋へ相納申候、是を銀納と申候、」

米（本途物成）は、明里や三国といった藩蔵へ納めることが基本だが、藩蔵が遠方で米の持ち運びに困るようであれば、米を売り、代りに銀で納めることが許されていた。また、山村の薪や漁村の産物にかけられた年貢についても、同様に庄屋を通じて銀で納めることが許されていた、という内容である。米を売却する「手寄之処」が具体的にどこを指すのかは不明であるが、とりあえず米を売却して、銀で納めることは認められているようだ。また、年貢を延滞して年またぎで納める売付の場合も銀納が許されていることが記述されている。⁽⁴⁾

これらを論拠として県史や福井市史において年貢を納める際に米納と銀納が併存していたことは既に述べられている。では、それらの比率は具体的にはどのようなものだったのだろうか。現代人の感覚になってしまいが、納める方も受け取る方も貨幣でのやりとりの方が便利であるし、百姓にとつては運搬上のメリットも大きい。しかし、一方で米や現物（後述する蠟や塩、薬、糠など）は、武士にとつても生活必需品であるため、ある程度は現物で納めさせる必要がある。

年貢の全体量や内容を確認できる資料として、福井藩には複数の成箇帳が現存しており、既に翻刻され福井市史に収録されている。⁽⁵⁾

今回は、松平文庫に遺された福井藩の成箇帳を読み、福井藩の年貢の納め方（米納・銀納・その他）についての特徴を見いだしてみたい。なお、成箇帳は時代によっては、物成帳・取箇帳と名称が変

わるが、煩雑なので本稿では資料名を除き成箇帳で統一する。

まず、成箇帳の体裁について注目し、その後、各成箇帳の記載内容について納め方を中心に読み取る。次に実際の村方からの年貢上納の資料と照合する。最後に福井藩での年貢の納め方について現状を整理した上で一考を加え、まとめたい。

一 成箇帳の体裁について

松平文庫には延宝四年（一六七六）、宝永元年（一七〇四）、享保九年（一七二四）、文化七年（一八一〇）、天保二年（一八四二）の五冊の福井藩の成箇帳が残っている。福井市史の解題で指摘されるとおり、いずれも写本であり、付箋のなかに各年次の物成を比較したものが散見される。⁽⁶⁾

これらの成箇帳の作成者および作成時期については、「御収納之次第書」内の「御代官方動向大概」に「十二月中旬、金米上納仕訳、其年諸直段相極候上、御成箇大積帳を調製上進する事」⁽⁷⁾とあり、一二月中旬に代官により作成されるものであることがわかる。

次に延宝四年の成箇帳を例に、体裁について注目すると、最初に「延宝四辰年御領分惣高帳之表」として藩領の内訳について記述されている。蔵入高・給人高・寺社領、そしてこの年までの引高についてである。その次に「辰年給所物成米算用寄帳」として給人知行について記述されている。最後に「辰年御所務方算用寄帳」として蔵入地の年貢の種類と量について記載がなされ、最後に総合計が記

載されている⁽⁸⁾。

蔵入地については、まず本途物成である取米・口米について年貢量が石高で示され、あわせて実際に納める物（多くは米か銀）について記述されている。続けて夫米や山手米・川役米などの小物成、雪垣銀や山手銀などの高掛物の記載がある。年貢の名称とともに米や現物で数量が記述されていたとしても、次行に「此銀〇〇貫…」とある場合は、銀納であつたと考えてよい。最後に米や銀ごとに小計がなされている。わずかだが金納の事例もある。本来であれば貨幣納として銀納とあわせて検討すべきかもしれないが、珍しい事例でもあるので、今回は銀納と分けて考察する。

藩領・給人知行・蔵入地についての記述⁽⁹⁾ごとに、末尾に日付入りで奉行名が記載されている。延宝四年の成箇帳の場合は、日付は「延宝七年末二月…」となっている。延宝四年一二月に作成したとすると、二年あまり経過した日付となっており、作成（開始）から、奉行の署名までの期間の解釈に悩むところである。村によつては年貢の皆済が一年以上の長期間に及ぶことがあつたことを踏まえて、その年の一二月に代官から奉行に提出され（あるいは奉行により作成され始め）、村方からの年貢上納が終わり、奉行が最終的な確認を行うまでの時間と捉えるべきだろうか。成箇帳は年貢関連の資料として典拠となることが多いが、年貢徴収の計画段階のものか徴収完了時点のものは、いまだに不透明である。

さて、各年代の成箇帳を米納・銀納・その他にまとめたのが表1～5である。福井藩においては複数の升が使い分けられているが、

今回の米納における石高の表記は、納升を基準としたものである。次項でそれぞれの特徴について確認していきたい。

二 成箇帳における米納・銀納・その他の表記について

(一) 延宝四年領分成箇帳（表1）

延宝四年の蔵入高は、一七万六九七二石余りである。蔵入地に関する諸年貢を、米納・銀納・その他（金納・現物納）にまとめた。米納・銀納については合計した数値、その他についてはそれぞれの数量を合わせて記載した。取米と口米を合わせた量は七万一五三九石余りで、そのうち米で納めるのは二万七五九一石余り（約三九％）となっている。残り（約六一％）については売立銀で納めることになっており、銀に換算した記述がある（銀二九二〇貫余り）。

夫米（七八四三石余り）については米納である。その後は細々とした記述が続くが、おおよそ小物成は米納、高掛物は銀納という解釈ができる。先述したように、わずかだが金納のケースもみられる。豆腐役（小判一五両）、三本木村小物成金（判金一枚）、金山運上（小判一両）がそれである。豆腐役については、銀六一八匁とあわせた負担であるが、このあと享保九年の成箇帳まで同様の記述がある⁽¹⁰⁾。数量から言っても儀礼的なものかもしれないが、銀遣いの会社である福井藩にあつて興味深い事例である。現物の負担も様々なもの（塩、萱、萩、鮭、油、糠、藁など）が数量とともに記載されているが、次行には銀換算の数値が記載されており、実際には銀で

の納付となっていることがわかる。

蔵入地の年貢について、小計を確認すると、米については四万七〇三五石余り、銀については銀三三六四貫余りとなっている。この時点では本途物成については米納と銀納、夫米と小物成は米納、高掛物は銀納というおおまかな理解ができる。

(二) 宝永元年領分物成帳 (表2)

まず、藩領および給人知行・蔵入地の石高に変化がみられる。今回の主テーマではないので簡単に触れるに留めるが、藩領が半減となった、いわゆる貞享の半知以後であるため、藩領および給人知行は大幅に減少している。しかし、蔵入地については、延宝四年に較べてむしろ増加している(一七万六九七二石余り→一八万一〇二一石余り)。これは知行取の中でも、半知以後に新たに区分された五〇石以下一〇〇石以上の給人である御蔵出を蔵入地分に含めているためである。

取米・口米が米納分と銀納分に分けて記述されているのは延宝四年と同じであるが、米納と銀納の比率は、延宝四年と逆転している(米納約七〇%、銀納約三〇%)。米納分の取米・口米の石高は約四万八〇〇〇石であり、これは先述した延宝四年における取米・口米と夫米や小物成など諸々を含んだ米納分の総合計に近しい数値である。延宝四年と宝永元年の比較のみなので、類推の域を出ないが、延宝期から宝永期について、藩が米として徴収したい量の基準がこの石高(約四万八〇〇〇石程度)であったといえるのではないだろうか。明里御蔵やその他の御蔵の収載能力とも関連して、今後注目

したい点である^⑪。

夫米については石高の次行に「但銀取立」の一文がある。山手米から郡取立小物成米についても「右同断」とあるので、これらは銀納が基本となっていることがわかる。取米・口米の銀納分と、夫米から郡取立小物成米までの石高合計が記載され、それを俵基準したものや銀に換算した数値(一七六八貫余り)が記載されている。夫米といわれる小物成の年貢が銀納となっていることも延宝四年からの大きな変化である^⑫。

その他の特徴としては、福井町小物成金銀という名称で豆腐役・室役・紺屋役・塩役が括られている。これは次の享保九年の成箇帳でも同じである。

最後に蔵入地からの収納物の小計を確認すると、米、銀、金以外の現物の表記がいくつか確認できる(白鳥子紙・月成奉書紙・蠟燭・下々綿・萩)。これらに銀換算の記述はないので、少なくとも成箇帳の作成段階では藩の意向としては、これらは現物納を基本としていたと考えられる。しかし、これらが実際に現物で藩に納められたかは慎重に検討する必要がある。紙については元禄一二年に始められた藩の専売仕法とも関連して検討する必要がある。

(三) 享保九年領分取箇帳 (表3)

享保六年(一七二二)に松岡藩が福井藩に吸収された後の成箇帳ということもあり、藩領および蔵入地は微増している。取米・口米の米納分の石高は、宝永元年と比較して増加しており(約六万四〇〇〇石)、比率も若干増加している(米納約七六%、銀納

表1 延宝四年領分成箇帳での年貢の納め方

米納	銀納			その他（金納・現物納）
取米と口米（39％分） 夫米 定米米 木本荒子新田米 見取米 山手米 川役米 塩浜地子米 方々屋敷下シ地子米 給地の上り米 萱野米 入木の代	取米と口米（61％分） 給地上り米之内銀ニ而納 山手大豆 地子稗 雪垣銀 山手銀 野銭銀 下野西堀萱野運上 川役銀 海役銀 御肴役已増銀共 塩浜地子銀 定夫銀	土取場地子銀 測上改出銀 豆腐役 桶屋役銀 鳥札役銀 在々家銀 餌犬銀 海舟役銀 網役銀 塩売役銀 紺屋役銀 室役銀 箕役銀	澆漆代銀 茶代銀 御屋敷下之地子代 鍛冶役銀 地子塩 萱売立 萩売立 三把木役 入柴役 鮭川役 油役 糠 藁	三本木村小物成金 …判金 1 枚 金山運上 …小判 1 兩 豆腐役 …小判 15 兩
合計 47035 石 2 斗 9 升 3 合	合計	3264 貫 628 匁 7 分 8 厘		

表2 宝永元年領分物成帳帳での年貢の納め方

米納	銀納			その他（金納・現物納）
取米と口米（70％分）	取米と口米（30％分） 夫米 山手米 見取米 川役米 大網役米 定夫米 茶代米 漆役米 地子米 馬借米 舟役米 郡取立小物成米 雪垣銀 山手銀 紙船役銀 川役銀 室役銀	紺屋役銀 豆腐役銀 塩浜地子銀 地子銀 三杷木役銀 海役銀 御肴役銀 肴売役銀 漆役銀 萱野役銀 茶代銀 網役銀 炭役銀 番堂野見取銀 已増銀 箕役銀 舟役銀 野錢銀	砥山役銀 船囲賃 轆轤運上 油実役銀 (福井町小物成金銀) 室役 (同) 紺屋役 (同) 塩役 郡取立小物成銀 (同) 川除銀 (同) 鷹餌代銀 (同) 道銀 鳥札運上銀 塩役 炭役 山手大豆 萱野役 糠 藁	砥山運上 …小判 10 両 (福井町小物成銀) 豆腐役 …判金 3 枚 塩浜地子 …塩 80 石 1 斗 9 升 萩役 …萩 169 束 鳥子役 …白鳥子紙 120 枚 奉書役 …月成奉書紙 110 束 4 帖 蠟燭役 …蠟燭 240 挺 夫綿 …下々綿 1 貫 299 匁
合計 47969 石 7 斗 5 升 4 合 1 勺	合計	1946 貫 678 匁 7 分 2 厘		

表3 享保九年領分取箇帳での年貢の納め方

米納	銀納			その他（金納・現物納）
米と口米（76%分）	取米と口米（24%分） 夫米 山手米 見取米 定夫米 川役米 大網役 茶代米 地子米 漆役米 馬借米 船役米 郡取立小物成米 雪垣銀 山手銀 紙舟役銀 川役銀 室役銀 紺屋役銀 豆腐役銀 地子銀	塩浜地子銀 三杷木役銀 塩売役銀 海役銀 御肴役銀 肴売役銀 鋳物師役銀 吹役銀 入木代 漆役銀 茶代銀 網役銀 炭役銀 已増銀 箕役銀 船役銀 野銭 （砥山運上）役銀 轆轤運上 油実代 水油代	木実代 新田雪垣代 （福井町小物成） 室役 （同） 紺屋役 （同） 塩役 （松岡町小物成銀）豆腐役 （同） 室役 （同） 紺屋役 郡取立小物成銀 （同） 川除銀 （同） 道銀 （同） 鷹飼代 鳥札役銀 炭役 塩役 塩浜地子 山手大豆 見取 糠 藁	砥山運上 …小判 10 両 （福井町小物成銀） 豆腐役 …判金 3 枚 萱野役 …萱 3030 束 鳥子役 …白鳥子紙 130 枚 奉書役 …月成奉書紙 119 束 6 帖 蠟燭役 …蠟燭 260 挺 15 匁懸 夫綿 …下々綿 1 貫 299 匁
合計 64253 石 3 斗 5 升 1 合 9 勺	合計	1568 貫 909 匁 9 分 4 厘		

約二四％）。延宝期から享保期にかけて米の徴収が、取米・口米に比重が移っている様子が読み取れる。

その他の内容については、宝永元年からほとんど変化はみられない。あらたに松岡町小物成銀という項目が見られることと、現物納として萱野役（萱三〇三〇束）が追加されている程度である。

（四）文化七年領分成箇帳・天保十二年領分成箇帳（表4・5）

数量は異なるが、この二つの成箇帳については、年貢の種類および納め方はほぼ共通している。これまでの成箇帳と違い、取米・口米の米納分と銀納分については、「米納銀納共」と記述され明確な区分がなされていない。銀換算の数値が無いことについて、単純に省略しただけなのか、深い意図があつてのことか、現状では判別できない。

その他、享保九年にみられた福井町小物成銀と松岡町小物成銀という項目はみられない。また糠・藁について、これまでにあつた銀での但書が無く、現物での実数の記述に変わっている。

（五）各成箇帳における給人知行の記述について（表6）

給人知行については延宝四年を除いてその他の成箇帳において、数量の違いはあつても年貢の内容や、納め方の違いはほとんど見られない¹³。給人全般にあてはまるものとしては、取米・口米・夫米は米納であり、雪垣代は銀納である。また糠・藁については現物納である。

一般の給人と違い、府中本多家のみに徴収が許された年貢を確認すると地子米・見取米・山手米・大工役については米納、鷹餌代・

川除銀・道作銀、その他の小物成については銀納である。府中領においても豆腐役が金納（金七両二分）になっていることが興味深い。油役についても現物（油八斗余り）が記載されている。

大方の内容は、蔵入地の例に倣うものであるが、夫米について銀換算の数値の但書がないという違いもみられる。

三 実際の村方からの年貢上納について

次に村方からの年貢上納の資料と照合してみたい。組上にあげるのは、県史でも紹介されている今立郡押田村である。同村の年貢資料（納方一紙目録）は、享保期から幕末まで残存している。年貢の数値については多少の増減が見られるが、内容についてはほとんど変化がない。今回は、享保二〇年（一七三五）と文化一四年（一八一七）に注目する¹⁵。享保二〇年と文化一四年の年貢上納の様子を、年貢の種類と数量、実際に上納された物と数量、但書などにまとめた（表7・8）。

年貢の種類や納め方について両者はほぼ共通している。取米・口米については、享保二〇年も文化一四年も年内に納めきれていない。延滞した分について、享保二〇年は奉公人米分が米納、売付分が銀納となっている。文化一四年は御延米分が米納となっている。年貢を延滞した場合でも、米納・銀納のどちらのケースになるかはケース・バイ・ケースであったと考えられる。また、当然のことであるが、享保二〇年の取米・口米の米納と銀納の比率について、一番時

表4 文化七年領分成箇帳での年貢の納め方

米納・銀納の比率不明	銀納			その他（金納・現物納）
取米と口米 夫米 定夫米 山手米 見取米 馬借米 地子米 甲楽城浦 新出来米 漆役 鮎川役并川役米 舟役米 大網役米 茶代米 三国上新町 徳米 山札米 嶋寺村并新田物成 御貯落并御除土蔵入	雪垣代 山手銀 室役 紺屋役 川役 御肴役 紙舟役 炭役 三把木役 豆腐役 漆役 茶代 已増銀済	箕役 油実役 砥山役 (同) 運上 塩役 網役 海役 新田見取 舟役 鋳物師役 入木代 地子 柴役	嶋役 鳥羽萱野役 野銭 鳥羽荒町 草場野銭 吹役 轆轤運上 川除銀 道銀 鷹飼代 狐場運上 雉子運上 御貯落	山手綿 …綿 1 貫 299 匁 紙役 …奉書紙 110 束 4 帖 …白鳥子紙 120 枚 蠟燭役 …蠟燭 240 挺 15 匁懸 塩浜地子 …塩 92 石 1 斗 9 升 砥山役運上 …金 10 両 糠 …糠 41329 俵 2 歩 薬 …薬 123977 束 10 把 御貯落 …金 126 両
合計 78761 石 2 斗 4 升 4 合 8 勺 7 才	合計 431 貫 563 匁 1 分 8 厘			

表5 天保十二年領分成箇帳での年貢の納め方

米納・銀納の比率不明	銀納			その他（金納・現物納）
取米と口米 夫米 定夫米 山手米 地子米 見取米 馬借米 甲楽城浦 新出来米 漆役米 鮎川役并川役米 船役米 大網役米 茶代米 三国上新町并徳米 山札米 嶋寺村 新田物成 御貯落并御除土蔵入	雪垣代 山手銀 室役 紺屋役 川役 御肴役 紙舟役 炭役 三把木役 豆腐役 漆役 茶代 已増銀済 箕役 油実役 油役	酒造冥加 砥山役 (同) 運上 塩役 網役 新田見取 舟役 舟役貨船役 そりこ船頭役 塩浜役 鋳物師役 入木代 林銀 御林下刈代	葭野役 地子 柴役 嶋役 萱野役 野銭 鳥羽野荒町 野銭 轆轤運上 川除銀 道銀 鷹飼代 狐場運上銀 雉子運上銀 御貯落	山手綿 …綿 1 貫 299 匁 紙役 …奉書紙 110 束 4 帖 …白鳥子紙 120 枚 蠟燭役 …蠟燭 240 挺 15 匁懸 塩浜地子 …塩 92 石 1 斗 9 升 砥山運上 …金 10 両 糠 …糠 48729 俵 2 歩 薬 …薬 147007 束 10 把
合計 84030 石 1 斗 9 升 7 才	合計 494 貫 816 匁 3 厘			

表6 各成箇帳における給人知行での年貢の納め方

納め方	年貢の種類	宝永元年	享保9年	文化7年	天保12年
米納	取米	21954.527 石	19101.049 石	20104.576 石	18929.543 石
	口米	658.636 石	573.031 石	603.137 石	567.886 石
	夫米	3388.145 石	3074.946 石	3348.446 石	3314.946 石
	三口米 合計(※)	26001.308 石	22749.026 石	24056.159 石	22812.375 石
	府中領地子米・見取米・山手米・大工役	234.889 石			
米合計		26236.197 石	22983.915 石	24291.048 石	23047.264 石
銀納	府中領雪垣代・鷹飼代・川除銀・道作銀・其外小物成銀共	15.00871 貫			
	雪垣代	2.4145 貫	2.141 貫	2.4145 貫	2.381 貫
銀合計		17.42321 貫	17.14971 貫	17.42321 貫	17.38971 貫
その他 (金納・現物納)	府中領豆腐役	金 7.2 両			
	府中領油役	油 0.841 石			
	糠	10905 俵	9890 俵	10984 俵	10850 俵
	薬	36060 束	33015 束	36297 束	35895 束

※納升での表記の後に俵に換算した表記あり

表7 押田村における年貢の納め方（享保20年）

年貢の種類と数量		実際に納めた物と数量		備考（但書）	比率
取米 口米	120.945石 3.629石	米	0.975石	（下々綿260匁分）	約90.5%
			0.0832石	（下麻260匁分）	
			0.3508石	（大豆0.456石分）	
			0.0912石	（稗0.456石分）	
			106.2018石	（年内米納）	
			0.456石	（粃代）	
			4.56石	（奉公人米）	
		銀	0.455貫	（売付 米11.856石分）	約9.5%
夫米	14.749石	銀	0.12938貫	（夏夫銀代 米3.189分）	
		銀	0.44365貫	（秋夫銀代 米11.56分）	
山手米	0.305石	銀	0.01172貫	（米0.305石分）	
山手銀	0.1貫	銀	0.1貫		
雪垣代	0.01294貫	銀	0.01294貫		
糠	52俵	銀	0.0156貫	（糠52俵分）	
藁	155俵	現物	13束	（高次直右衛門渡し、御馬屋納）	約8%
		銀	0.01218貫	（藁142束分）	約92%

表8 押田村における年貢の納め方（文化14年）

年貢の種類と数量		実際に納めた物と数量		備考（但書）	比率
取米 口米	117.9957石 3.5397石	米	0.4524石	（下々綿120匁分）	
		米	0.0805石	（下麻230匁分）	
		米	0.09石	（下麻50匁分）	
		米	4.788石	（下行米）	
		米	108.7664石	（年内米納）	
		米	0.228石	（粃代）	
		米	6.84石	（御延米）	
		米	0.3707石	（大豆0.456石分）	
夫米	12.938石	銀	0.12938貫	（夏夫銀代 米1.5682石分）	
		銀	0.8101貫	（秋夫銀代 米11.3698分）	
山手米	0.268石	銀	0.0193貫	（米0.0268石分）	
山手銀	0.1貫	銀	0.1貫		
雪垣代	0.01294貫	銀	0.01294貫		
糠	52俵	銀	0.0156貫	（糠52俵分）	
藁	155俵	現物	20束	（炭藏方渡し）	約13%
		銀	0.01215貫	（藁135束分）	約87%

期の近い享保六年の成箇帳での米納・銀納の比率とはかけ離れており各村での状況が異なることが伺える。一方、夫米、山手米や山手銀、雪垣代といった小物成・高掛物については銀納であり、成箇帳との齟齬はない。

糠・藁については、銀納が基本だが、藁は一部が現物納となっている。成箇帳では享保六年においては銀納、文化七年においては現物納の表記となっていたが、大部分は銀納であったことがわかる。

四 まとめと展望

以上、粗々ではあるが成箇帳と村方の資料を概観したが、まとめとして今回読み取れたことを整理したい。

①取米・口米は、米納と銀納の両方がとられていたが、その比率については、延宝四年と宝永元年で逆転している。宝永元年以降は、

取米・口米に米納の重心が移っている。おそらくその後も、その傾向は変わらないと推測されるが、文化七年および天保一二年については、米納・銀納の明確な比率は示されていない。

② 夫米および小物成については、延宝四年においては米納だったが、宝永元年以降は銀納へと変化している。銀納の中心はこちらに移っている。

③ 宝永四年以降、現物の表記が増えている。しかし、実際に現物で納めたかどうかは慎重に検討する必要がある。糠や藁については、押田村の例にもあるとおり、ほとんどは銀納であるが、一部は現物納となっている。

現状としては、年貢の納め方について明確な基準を見いだすには、まだほど遠い。今後も村方の資料を丹念に収集し、成箇帳と照合しながら福井藩における年貢の納め方を把握していきたいと考えている。

また、③にあるように成箇帳の記述と実際の年貢の納め方で違いがあることから、成箇帳を資料としてどのように位置づけるべきか、ということも念頭に置きたい。年貢徴収の途中経過の資料とみなすべきか、あるいは最終的な年貢徴収の成果としての資料とみなすべきか。前者であれば、二年程度経過した後の奉行の署名をどのように解釈するか。後者であれば、現物で表記されている年貢（白鳥子紙・月成奉書紙など）は、銀納分は本当に無かったのか、といった疑問が生じる。今後成箇帳をはじめとする年貢関連資料を地道に読みすすめる、概要の把握に努めていきたい。

中村 福井藩成箇帳にみる米納・銀納・その他について

註

(1) 『日本史探究』（実教出版、二〇二二年）一七五頁。同頁の脚注で、夫役については「夫役は米や貨幣の形でおさめられることも多かった」と記述されている。

(2) 安沢秀一は、旗本天野氏の年貢収受について詳細な分析を加えている。武蔵国多摩郡連光寺村では年貢収受において田方は米納、畑方は金納を基本としながら、田方畑方を総合した実際の納入で通貨形態をとる部分は83%に達することを明らかにしている（安沢秀一「年貢の賦課・収納と近世村落」『近世村落形成の基礎構造』吉川弘文館、一九七二年、四五五～五四一頁）。

(3) 「御収納之次第書」（『福井藩史事典』歴史図書社、一九七七年、一八九頁）。

(4) 「御収納之次第書」に以下の記述がある。「売付・奉公人米 六月仕切と唱申候。前段の上納次第に手おくれに相成、米納六ヶ敷相成候へば当月限銀納に申付候（後略）。前掲『福井藩史事典』一八九頁。

(5) 「延宝四年領分成箇帳」「宝永元年領分物成帳」「享保九年領分取箇帳」「文化七年領分成箇帳」「天保十二年領分成箇帳」（『福井市史資料編5』福井市、一九九〇年、三三八～三六五頁）。

(6) 前掲『福井市史資料編5』九一五～九一六頁。

(7) 前掲『福井藩史事典』二〇三頁。

(8) 宝永元年以降の成箇帳については、藩領の内訳、蔵入地、給人知行、総合計の順で記述されている。

(9) 延宝四年の成箇帳では、白樫三郎兵衛、蟬江刑部右衛門、津田新兵衛の三名である。宝永元年の成箇帳では、貞享の半知のときの勘定方の奉行である田中条左衛門の名前も記述されている。

(10) 宝永元年と享保九年では「福井町小物成金銀」の中の一つであり、判金三枚の負担となっている。城下の豆腐屋に対するものと考えられる。別項目で村方を対象とした「豆腐役銀」の負担もあるが、こちらは銀納が基本となっている。

(11) 御蔵の中でも最大の規模であった明里御蔵は、『足羽郡誌』によると約六万俵（一俵＝四斗五升六合とすると、約二万七三〇〇石）の収載力があつたとされる。延宝四年や宝永元年の米納分とは二万石ほど開きがあるが、当然、他の御蔵も使用するであろうし、年貢米にしても村方からの延滞もあり、一度に全て徴収できるわけではない。切米取や扶持米取への俸給の支給をさみながら、複数回のタイミングで藩蔵に上納させていたのではないだろうか。

(12) 夫米や小物成が具体的にいつから銀納となつたかは検討の余地がある。丹生郡の道口浦・厨浦・茂原浦・高佐浦は、貞享の半知をきっかけに福井藩領から幕領へと領地替えになっているが、貞享四年に幕府あてに福井藩領時代の夫米や小物成の由来と数量を記述した資料を提出している。それによると夫米については、石高の表記があり、但書でも銀納の指示は特にされていない。一方で糠や藁については、「遠方故御入用ニ無御座候分」については、銀に換算した場合の基準が示されており、貞享の時点で既に銀納へと移行している様子が読み取れる（『小役銀米改二付年数品々書上』『福井県史資料編5中・近世3』福井県、一九八五年、五五八～五六一頁）。

(13) 延宝四年の成箇帳の給人知行に関する部分では、年貢の種類についての記述はなく、三口米（取米・口米・夫米）の合計と、その渡し方についての記述に留まっている。

(14) 『福井県史 通史編3 近世1』（福井県、一九九四年）三四二頁。

(15) 享保二〇年…「享保廿年卯年御物成納方本通」（福井県文書館管理・宇野名左衛門家文書 E00117-00285-001）、文化一四年…「文化十四年丑年御物成納方本通」（福井県文書館管理・宇野名左衛門家文書 E00117-00285-010）。